



消費生活

サポーター通信

2019年度第2号

今月のテーマ

- ・アポ電に注意！
- ・5月は消費者月間

事例



税務署を名乗り「500万円以上の資産はありますか？」と電話があった。「答えたくない」と言うと「殺すぞ」と脅された。怖かった。

アドバイス

実在する企業や団体名を名乗り、資産や家族構成を聞き出そうとする電話に関する相談が寄せられています。

- **誰からの電話かを確認した上で電話に出る。**
(着信番号通知や録音機能を活用する)
- **心当たりのない着信に出てしまった場合、「〇〇です」と自分から名乗らない。**
- **資産や家族構成を聞かれたら、すぐに電話を切る。**



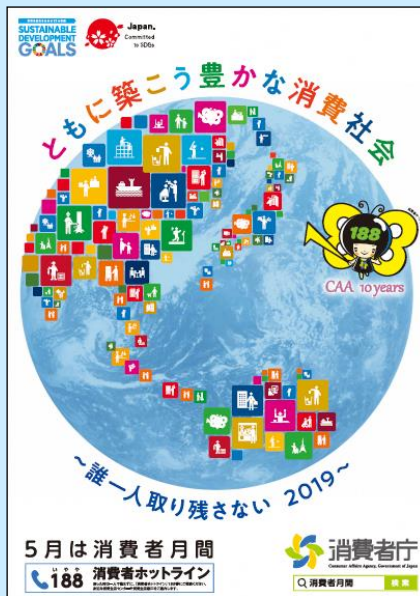
5月は消費者月間



5月18日が「消費者ホットライン188の日」として制定されました！

5月は「消費者月間」です。消費者が安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、全国各地で消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

当センターでも「消費生活大学講座」や「街頭キャンペーン」など様々な啓発活動を行っています。詳しくは青森県消費生活センターホームページ「<http://www.aca.or.jp/>」をご覧ください。



◆ご相談は...

消費生活センター いやや
消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)
青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター
マスコミキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel. Me)